

令和4年6月20日

保護者 様

安城市教育委員会
安城市立桜井中学校長

学校におけるマスクの着用について（お知らせ）

日頃は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在、学校生活においては、文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を基に感染症対策を行っております。また、マスク着用につきましては、厚生労働省・文部科学省より配布されたリーフレット（裏面）に沿った対応も行っております。

今後、夏季を迎えるに当たり、熱中症のリスクがさらに高まることから、マスク着用の必要がない場面においては、マスクを外すよう児童生徒へ積極的な声かけをさせていただきます。なお、マスクを着用しない場合については、身体的距離の確保に努めたり、会話を控えるように促したりするなど、児童生徒への声かけもあわせて行ってまいります。

この対応は、マスクの着用を否定するものではありません。これからも、お子さまの安心・安全な教育環境の確保に努めてまいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の必要がない場面

【屋内】

○身体的距離（2 m以上を目安）が確保でき、会話をほとんど行わない場合

【屋外】

○身体的距離（2 m以上を目安）が確保できる場合

○身体的距離（2 m以上を目安）が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合

2 学校生活におけるマスク着用の必要がない場面

○屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含めた体育の授業

○密にならない外遊び（休み時間）

○屋外で行う教育活動

○運動部活動の活動中

○登下校（熱中症への対応を優先し、会話は控えます）

3 その他

○熱中症への対応を優先することから、上記のような場面では、マスクを外してもよいことをご家庭でもお伝えください。

○教職員についても、上記のような場面では、マスクを外して活動させていただきます。

○健康上の理由などで、マスクを外すことが不安なご家庭につきましては、担任等にご相談ください。

問い合わせ先 教頭 岩田 一郎
電話 0566-99-0028

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、
プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。
マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
 - ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

